

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	30 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	27 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	21 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	13 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年10月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から49年3月まで

申立期間の国民年金保険料は、A市から第2回特例納付の案内が届いたので、それに従って保険料を納付し未納は無いと思っていた。申立期間の保険料を納付したことを示す資料は無いが、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間に保険料の未納は無い上、昭和37年4月から48年3月までの保険料については、第2回特例納付により50年12月29日に納付していることから、申立人の保険料納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出補助簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年12月13日にA市に払い出されており、申立人の国民年金加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号前後の番号の被保険者の加入手続状況から、同年12月頃に行われたものとみられ、その加入手続の際に資格取得日を遡って37年*月*日(20歳到達日)とする事務処理が行われたものとみられる。その加入手続時期を基準とすると、申立期間のうち、48年10月から49年3月までの保険料については、過年度納付することが可能であった。

さらに、オンライン記録によれば、申立期間直後の昭和49年4月から50年3月までの保険料は遡って納付されていることが確認できることから、同様に納付が可能な申立期間のうち、48年10月から49年3月までの保険料については、納付意識の高かった申立人が納付したと考えても不自然ではな

い。

- 2 申立期間のうち、昭和48年4月から同年9月までについては、第2回特例納付の対象期間は36年4月から48年3月までであった上、前述の加入手続時期を基準とすると、時効期間(2年)を過ぎていることから、申立人は、当該期間の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

また、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間のうち、昭和48年4月から同年9月までの保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年10月から49年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年1月から58年3月まで
② 昭和59年4月から同年6月まで

私は、昭和54年12月末で会社退職後アルバイトをしており、年金に加入していなかったため、56年頃に両親がA市B区役所で私の国民年金の加入手続きを行ってくれた。会社退職後の空白の期間も納付しないと満額の年金を受給できないとの説明を受けたので、両親が国民年金保険料を遡って納付してくれた。手続き後の保険料は両親の分と一緒に2、3か月ごとに同区役所で納付していたと聞いている。同区役所職員からも未納は無いと言われた。申立期間の保険料を両親が納付していたはずなのに、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の保険料と一緒に納付したとする両親は、国民年金加入当初に一部未納期間があるものの、その後、父親は26年、母親は30年の国民年金加入期間の保険料を全て納付している上、共に第2回特例納付を行っているほか、高齢任意加入もするなど、両親の保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和60年6月17日にA市B区において払い出されており、これ以前に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、その頃に初めて申立人の国民年金加入手続きが行われ、資格取得日を55年1月1日とする事務処理が行われたものとみられる。このことは同市の申立人の国民年金被保険者名簿の記載内容及び申立人が所持する国民年金手帳の記載内容とも符合する。この加入手続時期を基準とすると、

申立期間②については過年度納付することが可能であった。

さらに、A市の国民年金被保険者名簿を見ると、申立期間②前後の昭和58年4月から59年3月までの期間及び同年7月から60年3月までの期間の保険料は過年度納付されていることが確認でき、両親が保険料を遡って納付し、未納が生じないように努めていたことがうかがわれることから、申立期間②の保険料については、前述のとおり納付意識の高かった両親が過年度納付したと考えても不自然ではない。

一方、前述の申立人の国民年金加入手続時期（昭和60年6月頃）を基準とすると、申立期間①については時効により保険料を納付することはできない。

また、申立人が申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和59年4月から同年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から同年12月まで

昭和36年4月頃に、父親が私の国民年金加入手続をA市B区役所で行った。詳細は分からないが、申立期間の国民年金保険料は、父親が同区役所で定期的に納付していたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は9か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間において、国民年金保険料の未納は無い。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和35年11月28日に払い出されており、申立人が所持する国民年金手帳は、36年4月1日に発行されていることから、その頃に申立人の国民年金加入手続が行われ、この加入手続の際に、資格取得日を35年10月1日とする事務処理が行われたものとみられる。このため、この加入手続時期を基準とすると、申立期間の保険料については現年度納付することが可能であった。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料は、父親がA市B区役所で定期的に納付したと思うとしているところ、同市では、申立期間当時、区役所で販売する国民年金印紙を購入し、国民年金手帳に貼付して、各区役所で年4回検認を受ける印紙検認方式で保険料を徴収していたとしており、申立人の主張に不合理な点は見受けられず、父親が申立期間の保険料を納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和20年8月1日であると認められることから、申立期間に係る船員保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、60円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年8月1日から21年4月1日まで

昭和20年8月にA社に入社し、25年1月に退職するまで、同社が所有する船舶に甲板員として乗船していた。

しかし、年金記録を確認したところ、申立期間の記録が無いことが分かったので、申立期間について、船員保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和20年7月下旬頃、B社の船員募集に応募し採用されたので、すぐにC社を退職し、父親に付き添われて、実際に勤務することになったA社まで電車で移動した。同社に入社した同年8月には、同社の船員寮で1週間ほど研修を受け、その後は300トンぐらいの練習船で内海を航行し、物資を運んでいた。同年8月15日の終戦日には船に乗っていたので、玉音放送を直接聞いてはいないが、寄港した時に、他船の乗組員から、戦争が終わったということを知った。」と、A社への入社の際、入社直後の勤務状況等について具体的に証言しており、同社において被保険者記録が認められる複数の同僚が、当時の船員寮の存在、入社時研修後に就く職務等について、申立人とほぼ同じ内容を証言していることから、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが推認できる。

また、申立期間におけるA社に係る船員保険被保険者名簿及び申立人の船員保険被保険者台帳（旧台帳）には、申立人の資格取得日に係る記載が無く、当該被保険者名簿の申立人と同じページに記載された同僚17人についても、申立人と同様に資格取得日に係る記載が確認できないが、当該17人のうち、

別の船員保険被保険者名簿等によって資格取得日を確認できた2人は、昭和19年4月24日及び20年4月1日に同社で資格取得していることが確認できる。

さらに、当該被保険者名簿の備考欄には「改正月変」と手書きされ、当該申立人の欄には「21.4.1」と記載されていることが確認できるが、申立人と同様の記載が確認できる同僚のうち、別の船員保険被保険者名簿等によって資格取得日を確認できた96人は、いずれも昭和20年4月1日以前にA社で資格取得していることが確認できることから、当該日付は、資格取得日ではなく、標準報酬月額が改正された日を示すものであることがうかがえるところ、年金機構事務センターは、「オンライン記録上の申立人の資格取得日（昭和21年4月1日）について、詳細は不明であるが、資格取得日が船員保険被保険者名簿等によって確認できなかったことから、船員保険被保険者名簿に記載されていた標準報酬月額を変更した日付「21.4.1」を申立人の資格取得日としたものと考えられる。」と回答していることから、同社における当時の被保険者記録が適正に管理されていたとは考え難い。

加えて、他の複数の同僚は、A社での自らの勤務期間と船員保険の被保険者期間が一致している旨証言している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和20年8月1日にA社における被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同職務、かつ生年月日が近接する同僚の記録から、60円とすることが妥当である。

愛知厚生年金 事案6539

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を26万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年11月1日から9年9月1日まで
申立期間における給与が以前と変わっていなかったはずなのに、標準報酬月額が引き下げられているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、申立人が主張する26万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日(平成9年9月1日)より後の同年9月3日付けで、8年11月1日まで遡及して9万2,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社の同僚についても、申立人と同様に平成9年9月3日付けで、8年11月1日まで遡及して、標準報酬月額を引き下げられていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申立人の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た26万円に訂正することが必要である。

愛知厚生年金 事案6540

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を32万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年2月1日から同年3月1日まで
申立期間当時、給料が大幅に下がった記憶は無いので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、申立人が主張する32万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成7年3月1日）より後の同年3月2日付けで、同年2月1日まで遡及して9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社の同僚6人についても、申立人と同様に平成7年3月2日付けで、5年4月1日又は7年2月1日まで遡及して、標準報酬月額を引き下げられていることが確認できる。

さらに、A社に係る滞納処分票により、申立期間当時、同社が厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申立人の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た32万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年9月30日
② 平成16年9月30日

申立期間について、賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、届出がされていなかった。

厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間①及び②において、その主張する標準賞与額（150万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間①及び②に係る賞与支払届が未提出であったとして社会保険事務所（当時）に届け出ており、当該期間に係る保険料も納付していない旨認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年9月30日
② 平成16年9月30日

申立期間について、賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、届出がされていなかった。

厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間①及び②において、その主張する標準賞与額（150万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間①及び②に係る賞与支払届が未提出であったとして社会保険事務所（当時）に届け出ており、当該期間に係る保険料も納付していない旨認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年9月30日
② 平成16年9月30日

申立期間について、賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、届出がされていなかった。

厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間①及び②において、その主張する標準賞与額（150万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間①及び②に係る賞与支払届が未提出であったとして社会保険事務所（当時）に届け出ており、当該期間に係る保険料も納付していない旨認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年9月30日
② 平成16年9月30日

申立期間について、賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、届出がされていなかった。

厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間①及び②において、その主張する標準賞与額（150万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間①及び②に係る賞与支払届が未提出であったとして社会保険事務所（当時）に届け出ており、当該期間に係る保険料も納付していない旨認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年9月30日
② 平成16年9月30日

申立期間について、賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、届出がされていなかった。

厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間①及び②において、その主張する標準賞与額（150万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間①及び②に係る賞与支払届が未提出であったとして社会保険事務所（当時）に届け出ており、当該期間に係る保険料も納付していない旨認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年9月30日

申立期間について、賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、届出がされていなかった。

厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（150万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間に係る賞与支払届が未提出であったとして社会保険事務所（当時）に届け出ており、当該期間に係る保険料も納付していない旨認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛知厚生年金 事案6547

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和19年5月31日、資格喪失日は20年8月16日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年5月頃から20年8月頃まで

私は、申立期間において、国民学校時代の同級生と一緒にA社に勤務していたが、同社における記録が無い。

当該同級生にはA社における記録があるにもかかわらず、私の記録が無いのはおかしいので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している国民学校における同級生であり、申立人と同様にA社本社工場から同社B工場に異動したとしている同僚二人のうち、i) 卒業後直ちに入社した同僚（昭和19年4月1日資格取得、20年8月31日資格喪失）は、「申立人は、昭和19年5月頃に入社したと思う。」と証言しており、ii) 19年6月1日に入社したとしている同僚（同年10月1日資格取得、20年9月5日資格喪失。労働者年金保険の適用除外者であるため、資格取得日は厚生年金保険法施行日。）は、「申立人は、私が入社する前に入社していたと思う。」と証言している。

また、申立人のA社における退職時期を記憶している同僚はいないものの、上述の同僚二人は、「A社は軍の管理工場であったので、同社の従業員は、終戦日（昭和20年8月15日）までは勤務していたはずだ。」と証言している。

さらに、申立人のA社に勤務していた時の記憶は、具体性があり、文献の内容と一致している上、当該同僚二人の厚生年金保険被保険者記録の取得日及び喪失日の状況並びに証言から判断すると、申立人は、申立期間のうち、少なくとも昭和19年5月31日から20年8月15日までの期間において同社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除

されていたものと推認できる。

一方、A社本社工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）については、戦災により全て焼失し、現存する被保険者名簿は無く、復元もされていない。

また、年金番号を払い出す際に作成される厚生年金保険被保険者台帳索引票については、被保険者名簿とは異なり戦災による大規模な焼失は免れているものの、何らかの事情によりかなりの数の番号の欠落が確認でき、これによって被保険者名簿を復元することも困難な状況にある。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀以上も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなし得ない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当ではないというべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が、申立期間のうち、昭和19年5月31日から20年8月15日までの期間において、A社本社工場及び同社B工場に継続して勤務した事実並びに事業主による保険料の控除の事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が19年5月31日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時は保険出張所）に対して行ったと認めるのが相当であり、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、前述した同僚二人の証言から判断して、20年8月16日とすることが妥当であると判断する。

また、当該期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

一方、申立期間のうち、昭和19年5月31日以前の期間及び20年8月16日以後の期間については、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、申立人が、当該期間について厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成3年7月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を53万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年7月16日から同年8月16日まで

私は、申立期間の前からB社に勤務しており、平成3年7月16日にA社に転籍となった。転籍の前後で仕事の内容は全く変わらず、休むことなく継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された銀行の取引明細書及びB社から提出された回答書から判断すると、申立人は、同社及びその子会社のA社に継続して勤務し（平成3年7月16日にB社からA社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成3年8月のオンライン記録から、53万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格取得に係る届出を社会保険事務所（当時）に誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和19年10月1日、資格喪失日は21年8月6日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年10月1日から23年4月1日まで
② 昭和25年3月1日から26年4月1日まで
③ 昭和26年4月1日から同年5月1日まで
④ 昭和26年12月1日から27年1月1日まで

申立期間①については、私は昭和17年9月にA社の前身であるB社に入社しており、同年10月1日に現役兵として入営し、21年8月に戦地より復員した。同年9月にA社C支店に配属になった。退職は財閥解体の影響により、23年3月31日であったと記憶している。

申立期間②については、D社に昭和24年6月1日に入社したと記憶している。退職理由は、E社に集団転職するために26年3月31日に退職した。

申立期間③及び④については、前職の支店長が起業し、D社から集団で転職した。入社日は昭和26年4月1日と記憶しており、それ以後退職する36年3月31日まで途中休職、退職することなく継続してE社で勤務してきた。

申立期間①、②、③及び④について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社の後継会社であるF社から提出された在籍記録及び昭和22年10月1日現在のA社C支店の役割表により、申立人が17年9月18日に同社本社に入社し、同社C支店に在籍していたことが確認できると

ともに、退職日について、F社は、「正確な退職日が確認できないものの、当社保有の人事記録から、昭和23年度以降に退職したものと推測される。」と回答している。

また、終戦時の申立人の本籍地を管轄する県から提出された申立人の軍歴により、申立人は、A社在職中の昭和17年10月1日に軍に召集され、21年8月6日に復員していることが確認できる。

さらに、旧厚生年金保険法第59条の2の規定により、昭和19年10月1日から22年5月2日までの期間のうち、被保険者が陸海軍に徴集又は召集されていた期間については、当該期間に係る厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額免除し、当該免除期間を被保険者期間として算入することとされていたことから、申立人が軍に召集されていた期間のうち、19年10月1日から21年8月6日までの期間については、仮に厚生年金保険被保険者としての届出が行われておらず、厚生年金保険法第75条本文の規定により、厚生年金保険料を徴収する権利が時効によって消滅した期間であっても、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすべきものであると考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における資格取得日は昭和19年10月1日、資格喪失日は少なくとも履歴上の復員日（21年8月6日）であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条に準じ、1万円とすることが妥当である。

一方、申立期間①のうち昭和21年8月6日から23年4月1日までの期間については、申立人は、「復員後、A社C支店に配属となり、財閥解体の影響により退職するまで継続して勤務していた。」と述べている。

しかし、A社は、昭和21年12月7日に、過度経済力集中排除法（財閥解体を実施するための法律）の第2次指定企業となっており、同社本社健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人が同社C支店での上司として名前を挙げた者も、同社本社において同年7月31日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、当該上司は、既に死亡しており、ほかに申立人が名前を挙げた同僚からは、当該期間に係る厚生年金保険の取扱い等について証言が得られない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間②については、当時の同僚が「私は昭和25年3月から26年3月までD社で勤務し、申立人には世話になった。」と手紙に記載している上、申立人が名前を挙げた同僚も、「申立人と一緒に昭和26年3月末までD社で勤務していた。」と証言していることから、申立人が当該期間当時、D社に勤務して

いたことはいかがえる。

しかし、D社は、昭和25年3月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間②において適用事業所であった記録が確認できない。

また、オンライン記録によると、D社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日に、申立人を含む従業員全員（15人）が被保険者資格を喪失しており、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の先頭のページには、昭和25年3月1日「全員喪失」とする押印が確認できるところ、当該15人のうちオンライン記録が確認できる8人は、いずれも次に勤務した事業所において被保険者資格を取得するまで厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間③及び④については、当時の同僚が「D社を昭和26年3月末で退職し、申立人と一緒に同年4月からE社で勤務した。同社在籍中は途中退職することなく、申立人も私も継続して勤務していた。」と証言していることから、申立人が当該期間当時、E社に勤務していたことはいかがえる。

しかし、E社は、昭和26年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間③において適用事業所であった記録が確認できない。

また、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人とE社と一緒に入社したとする同僚及びD社での上司（同社の事業主）は、いずれもE社が適用事業所となった昭和26年5月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、E社は、昭和26年12月1日に事業所移転を理由として厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、移転先の所在地において再び適用事業所となった日は、27年1月1日であり、申立期間④において適用事業所であった記録が確認できない。

加えて、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、E社が適用事業所ではなくなった昭和26年12月1日に被保険者資格を喪失している同僚2人は、いずれも申立人と同様に、27年1月1日に同資格を再取得していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②、③及び④に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から⑤までに係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は15万円、申立期間②は20万円、申立期間③は26万円、申立期間④は25万円、申立期間⑤は27万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月5日
② 平成19年7月6日
③ 平成19年12月5日
④ 平成20年7月7日
⑤ 平成20年12月5日

申立期間に係る賞与の記録が欠落しているので、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細書により、申立人は、申立期間①から⑤までにおいて、その主張する標準賞与額（申立期間①は15万円、申立期間②は20万円、申立期間③は26万円、申立期間④は25万円、申立期間⑤は27万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間①から⑤までの標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和26年4月2日）及び資格取得日（27年5月15日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月2日から27年5月15日まで

私は、昭和23年8月にB社に入社し、その後に系列会社のA社に異動しているが、30年に退職するまでは継続して勤務していた。

しかし、私の厚生年金保険の被保険者記録は、昭和26年4月2日から27年5月15日までの期間が空白となっている。厚生年金保険料の控除を証明できる資料は無いが、勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険被保険者台帳及びオンライン記録によると、A社において昭和25年3月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、26年4月2日に同資格を喪失後、27年5月15日にA社（同社は、26年12月3日に名称を変更しC社となる。）において同資格を再度取得しており、同年4月2日から27年5月15日までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、複数の同僚は、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務しており、申立期間の職種も申立期間前後と同様の営業職で変更がなかったと証言している上、申立人の勤務地についても、申立期間を含む期間にA社D支店に赴任していた旨を述べていることから、申立人が申立期間において同社及びC社に継続して勤務していたことが認められる。

また、複数の同僚は、「申立期間当時のA社は、正社員のほかに雇用形態は無く、全員が厚生年金保険に加入していた。」と証言しているところ、オンライン記録によると、当該複数の同僚は、いずれも申立期間においてA社の厚生年金保険の被保険者記録が継続していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の厚生年金保険被保険者台帳の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和26年4月から27年4月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人の申立期間②から⑫までに係る標準賞与額の記録については、申立期間②は20万円、申立期間③は30万円、申立期間④は31万2,000円、申立期間⑤は39万円、申立期間⑥は33万3,000円、申立期間⑦は36万2,000円、申立期間⑧は37万1,000円、申立期間⑨は35万円、申立期間⑩は37万2,000円、申立期間⑪は35万円、申立期間⑫は29万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（申立期間③及び⑤については、訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年7月から21年3月まで
② 平成15年12月22日
③ 平成16年8月5日
④ 平成16年12月22日
⑤ 平成17年7月15日
⑥ 平成17年12月20日
⑦ 平成18年7月20日
⑧ 平成18年12月13日
⑨ 平成19年7月31日
⑩ 平成19年12月24日
⑪ 平成20年7月31日
⑫ 平成20年12月22日

実際に支給された給与又は控除されていた厚生年金保険料に比べ、ねんきん定期便に記載されている平成20年7月から21年3月までの標準報酬月額記録に誤りがある。また、15年12月から20年12月までの年2回支給されていた賞与についても、16年8月5日及び17年7月15日は、実際に支給された賞与、又は控除されていた厚生年金保険料に比べ、標準賞与額の記録に誤りがある上、それ以外の賞与支給日については記録が無い。申立期間について、標準報酬月額及び標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、当該期間において32万円の給与を支給され、30万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書において確認できる保険料控除額又は給与額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が当該期間において一致していないものの、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②から⑫までについては、申立人から提出された賞与明細書により、申立人は、当該期間において20万円から40万円の賞与を支給され、申立期間②は20万円、申立期間③は30万円、申立期間④は31万2,000円、申立期間⑤は39万円、申立期間⑥は33万3,000円、申立期間⑦は36万2,000円、申立期間⑧は37万1,000円、申立期間⑨は35万円、申立期間⑩は37万2,000円、申立期間⑪は35万円、申立期間⑫は29万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、前述のとおり、特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づ

き記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、賞与明細書において確認できる保険料控除額から、申立期間②は20万円、申立期間③は30万円、申立期間④は31万2,000円、申立期間⑤は39万円、申立期間⑥は33万3,000円、申立期間⑦は36万2,000円、申立期間⑧は37万1,000円、申立期間⑨は35万円、申立期間⑩は37万2,000円、申立期間⑪は35万円、申立期間⑫は29万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、賞与明細書において確認できる保険料控除額又は賞与額に見合う標準賞与額とオンライン記録の標準賞与額が当該期間において一致していないものの、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（32万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を32万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年10月から57年9月まで

私がA社に勤務していた期間のうち、本部から分室に異動した申立期間の標準報酬月額が、給与支給額に見合う標準報酬月額よりも低く記録されている。給与明細書より保険料控除が確認できるので、給与支給額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、9万2,000円とされているが、申立人から提出された給与明細書によると、申立人の申立期間に係る保険料控除額に見合う標準報酬月額は、32万円であることが確認できる。

また、厚生年金保険被保険者原票では、申立人の標準報酬月額は、昭和56年8月1日の随時改定処理により32万円とされた一方、同年10月1日の定時決定処理により9万2,000円とされた旨併記されており、当該2つの処理は、いずれも同年5月から同年7月までに支給された報酬の平均額をもって決定されるものであるところ、申立人から提出された給与明細書によると、申立人の当該平均額に見合う標準報酬月額は、32万円であることが確認できることから、事業主が本来届け出る必要のない手続（同年10月1日の定時決定）により申立人の標準報酬月額を減額したとは考え難い。

さらに、A社は、「当時の資料が無く不明である。」と回答しているが、同社における申立人以外の者の標準報酬月額には、昭和56年10月1日の定時決定処理において、申立人のような不自然な記録状況が見当たらないことから、申立人の標準報酬月額について社会保険事務所が厚生年金保険被保険者原票への記載を誤ったものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、事業主が社会保険事務所に届け出た申立期間の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（32万円）であったと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②について、その主張する標準賞与額（150万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を150万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年12月7日
② 平成20年7月4日

私は、A社に勤務し、申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間について、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、A社から提出された賞与明細一覧表により、申立人は、その主張する標準賞与額（150万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないと認めていることから、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①について、上記賞与明細一覧表により、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

A社は、「理由は不明であるが、当該期間については、申立人の賞与から厚生年金保険料を控除していない。」と回答している。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6555～6564（別添一覧表参照）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）に訂正する必要がある。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成19年12月7日
② 平成20年7月4日

私は、A社に勤務し、申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間について、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細一覧表により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（〈標準賞与額〉（別添一覧表参照））に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないと認めていることから、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

（注）同一事業主に係る同種の案件10件（別添一覧表参照）

別紙【厚生年金あっせん一覧表】(愛知)

事案 番号	氏名	性別	生年月日	申立期間(納付記録の訂正が必要な期間)及び標準報酬月額	
				平成19年12月7日	平成20年7月4日
				標準賞与額	標準賞与額
6555		男	昭和21年生	150万 円	150万 円
6556		男	昭和22年生	150万 円	150万 円
6557	死亡	男	昭和22年生	150万 円	150万 円
6558		男	昭和22年生	150万 円	150万 円
6559		男	昭和24年生	150万 円	150万 円
6560		男	昭和24年生	150万 円	150万 円
6561		男	昭和31年生	150万 円	150万 円
6562		男	昭和23年生	150万 円	150万 円
6563		男	昭和24年生	150万 円	150万 円
6564		男	昭和20年生	99万 8,000円	150万 円

にA市役所で勤務していた知人と会ったとしているものの、当該知人によると、申立人と同市役所内で数回会ったことはあるが、詳しいことまでは分からないとしている。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとする平成9年以降は、基礎年金番号制度導入後であり、同番号に基づいて被保険者資格の管理及び保険料の収納事務の電算化が図られており、記録漏れ、記録誤り等が生ずる可能性は少なくなっているところ、申立人が申立期間の保険料を月ごとに納付したにもかかわらず、そのいずれもが年金記録から欠落したとは考え難いことから、申立人がA市役所で手続を行い納付していたとする記憶は、国民年金保険料の納付であったものと推認することまではできない。

これらのことから、申立人がA市役所内で知人と会ったということは、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情と認めるには足りず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年12月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年12月から50年3月まで

結婚(昭和53年2月)するに当たり妻が会社を退職し、厚生年金保険から国民年金に変更するためにA市B区役所に手続に行った。その時、私が国民年金に加入していなかったため、20歳まで遡って国民年金保険料を納付するように言われた。納付場所や金額などの詳細は覚えていないが、一度に払うのは大変だなと思ったことを記憶している。4か月分だけを未納にするとは考えられないので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚(昭和53年2月)するに当たり妻が会社を退職し、厚生年金保険から国民年金に変更するためにA市B区役所に手続に行った際に、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間を含む保険料を遡って納付したとしているところ、国民年金受付処理簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は夫婦連番で同区において払い出されており、申立人の前後の国民年金手帳記号番号の被保険者のオンライン記録における加入状況から、同年3月頃に申立人及びその妻の加入手続が行われたものとみられるとともに、申立人の国民年金被保険者台帳によると、申立期間直後である50年4月から52年3月までの保険料を53年3月14日に納付していることが記録されている。これらのことから、申立人が主張する頃に加入手続が行われ、保険料が遡って納付されていることは確認できる。

しかしながら、上記加入手続時点において、申立期間の保険料は既に時効が成立しており、遡って納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間の保険料を遡って納付したのは妻か父親のどちら

かであるとしており、妻は納付場所や納付金額については全く覚えていないと
している上、父親は亡くなっていることから、保険料納付状況の詳細は不明で
ある。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見
当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料
(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたこ
とをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す
ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることは
できない。

第1 委員会の結論

申立人の平成16年12月及び17年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和59年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月及び17年1月

申立期間の国民年金保険料については、妻が納付したはずである。申立期間のみ未納とされていることは納付できない。

保険料の納付の事実が確認できるものは何も無いが、申立期間について、保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人については、基礎年金番号が平成16年11月に付番され、申立期間の国民年金被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間の保険料を納付することは可能であった。

しかしながら、申立期間の保険料を納付したとする妻は、申立期間の保険料の納付時期、納付金額等についての具体的な記憶が無く、保険料の納付状況等は不明である。

また、オンライン記録（納付督促^{せき}事蹟）によれば、平成18年8月に、申立人に対し納付督促が行われたことが確認でき、この納付督促が行われた時点で申立人が国民年金に加入していたのは申立期間のみであることから、少なくとも、同年8月の時点において、申立期間の保険料は未納であったことがうかがわれる。

さらに、申立期間の保険料を納付したとする妻によれば、申立期間の保険料は妻自身の分と一緒に納付したとしているところ、妻も申立期間の保険料については未納とされている。

加えて、申立期間当時には年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処

理の機械化が進み、記録漏れ、記録誤り等が生ずる可能性は少ない上、妻が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 6 月、同年 10 月から 61 年 6 月までの期間及び同年 10 月から 62 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 6 月
② 昭和 60 年 10 月から 61 年 6 月まで
③ 昭和 61 年 10 月から 62 年 3 月まで

昭和 58 年 1 月に独立開業した後、私の国民年金保険料は妻が納付していた。その年に未納があっても後から必ず納付していたはずである。保険料の納付時期、納付方法及び納付金額は覚えていないが、申立期間の保険料を納付したことを示す確定申告書（控）を所持しているので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする妻は、納付時期、納付場所、納付方法及び納付金額を覚えていないとしていることから、申立期間の保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録、A市の国民年金被保険者名簿及び申立期間の保険料を納付したことを示す資料として申立人から提出された確定申告書（控）によると、i）昭和 60 年分の確定申告書（控）の社会保険料控除欄に記載された「国民年金 3 万 7,320 円」については、納付済みとされている同年 1 月から同年 3 月までの夫婦二人分の保険料額と一致しており、申立期間①及び申立期間②のうち同年 10 月から同年 12 月までの期間の保険料額 2 万 6,960 円は含まれていないものとみられること、ii）61 年分の確定申告書（控）の社会保険料控除欄に記載された「国年 16 万 8,240 円」については、確定申告書（控）に貼付されている同市の「国民健康保険税・国民年金保険料の控除額明細書」に記載された一人当たり国民年金保険料の定額保険料 8 万 4,120 円の二人分の

金額と一致するものの、「昭和 58 年 1 月に開業後、時期は覚えていないが、夫婦の免除申請手続きを行い私だけ承認された。」とする妻の納付記録を見ると、61 年 1 月から同年 3 月までは未納、同年 4 月から申請免除期間とされていることから、納付することができない期間の妻の保険料額を含めた金額が記載されていることは不自然であること、iii) 62 年分の確定申告書（控）の社会保険料控除欄に記載された「国年 6 万 5,940 円」については、納付済みとされている同年 4 月から同年 12 月までの期間の保険料として本来記載されるべき保険料額 6 万 6,600 円とほぼ同額であり、申立期間③のうち同年 1 月から同年 3 月までの期間の保険料は含まれていないものとみられることから、申立人から提出された確定申告書（控）の社会保険料控除欄に記載されている保険料額は、必ずしも申立期間の保険料納付を裏付けるものとは言い難い。

さらに、申立人は、未納があっても後から必ず納付していたとしており、申立期間①直前の昭和 60 年 4 月及び同年 5 月の保険料が、それぞれ 61 年 12 月及び 62 年 2 月に過年度納付された記録はあるものの、同年分の確定申告書（控）の社会保険料控除欄に記載された保険料額 6 万 5,940 円は、上記 iii) のとおり、納付済みとされている同年 4 月から同年 12 月までの保険料額 6 万 6,600 円とほぼ同額であり、63 年分の確定申告書（控）の社会保険料控除欄に記載されている保険料額は、納付済みとされている 1 年分の保険料額 9 万 1,500 円と一致していることから、納付済期間の保険料に加えて申立期間①、②及び③の保険料を過年度納付した形跡は見受けられない上、オンライン記録及び A 市の国民年金被保険者名簿においても、申立期間について過年度納付した記録は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（提出された確定申告書（控）以外の家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年5月から62年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年5月から62年9月まで

私は、申立期間当時学生であったが、国民年金の加入は義務と考えていたので昭和59年*月頃にA市役所で国民年金の加入手続を行った。保険料の納付場所、納付時期、納付方法、保険料額等は覚えていないが、20歳から保険料を納付したはずなので、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和59年*月頃にA市役所で国民年金加入手続を行い、20歳から国民年金保険料を納付したとしているところ、申立人は、加入手続後の年金手帳の受領、申立期間の保険料の納付時期、納付場所及び納付金額についての記憶は明確ではないことから、加入手続及び申立期間の保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録及び国民年金記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和62年11月17日にA市において払い出されており、これ以前に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、同市の国民年金資格記録では、「取得日S62.10.21 事由学生」と記載されていることが確認できることから、申立人の国民年金加入手続は同年10月頃に初めて任意加入被保険者として行われたものとみられる。申立人は、申立期間当時、学生であったとしていることから、申立期間は任意加入対象期間であり、制度上、加入手続時点から遡って被保険者資格を取得することはできず、このため、申立期間は国民年金に未加入となり、申立期間の保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確

定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年11月から6年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年11月から6年10月まで

私が20歳になった頃(平成3年*月)に、母親がA市役所で私の国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、母親が毎月1万円ぐらい(2か月分をまとめて納付することもあった。)を郵便局で納付してくれていた。申立期間の保険料を納付したことを示す資料は無いが、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び申立期間の国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親からは直接聴取することはできなかったため、申立人が母親に確認したところ、毎月1万円ぐらい(2か月分をまとめて納付することもあった。)を郵便局で納付していたとしているものの、保険料納付についての具体的な記憶は無く、申立期間の加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、A市が保管する国民年金被保険者関係届書を見ると、「下記のとおり届出します。平成6年8月9日 届出人氏名(申立人の母親の署名) ㊟(捺印) 本人との続柄(母)」及び「届出の種類 01 新規加入 該当日3. *. * 種別1(強制) 理由7(学生)」と記載されていることから、申立人の国民年金加入手続は同市役所で上記の届出日に行われ、その手続の際に資格取得日を遡って平成3年*月*日(20歳到達時)とする事務処理が行われたものとみられる。この加入手続時期を基準とすると、申立期間のうち、同年11月から4年6月までの保険料については、時効により納付することはできず、同年7月から6年10月までの保険料については、過年度及び現年度納付することが可能であったものの、申立人及びその母親は、保険料を遡って納付した

覚えは無いとしている。

さらに、オンライン記録によると、平成6年11月（同年12月2日収納）から12年11月までの保険料は全て毎月納付されていることが確認できるものの、申立期間は未納とされており、A市が保管する申立人の納付記録も申立期間は「0（未納）」とされ、6年11月以降は「1（納付）」とされていることから、これら記録に齟齬^{そご}は無く、不自然な点は見受けられない。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年10月から17年3月までの期間及び18年4月から同年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年10月から17年3月まで
② 平成18年4月から同年7月まで

私は、20歳からの国民年金保険料を滞納していたので、何度も納付書が送付されてきて、私が21歳頃に父親がそれまでの保険料の未納分を一括で納付した。私は父親が納付した時の明細を見ており、納付したのは間違いがない。その後の保険料は、申立期間のうちどの期間をどのように納付したのか覚えていないが、私が何回かは納付した覚えがあり、申立期間の保険料全てが未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳からの国民年金保険料の未納分について21歳頃に父親が一括で保険料を納付し、その後の保険料については申立期間のどの期間か分からないが、申立人自身が何回か保険料を納付したとしているところ、i) 父親からの聴取によると、保険料の納付対象期間及び納付時期についての記憶は定かではなく、納付金額は何十万円だったとしか覚えていないとしていること、ii) 申立人自身が納付したとする保険料の納付対象期間、納付時期、納付場所、納付方法及び納付金額に係る記憶は無いことから、申立人の申立期間に係る保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録によると、申立人は基礎年金番号導入(平成9年1月)後の同年9月22日にA社会保険事務所(当時)で付番され、20歳に到達した同年*月*日に国民年金被保険者資格を取得しているものの、申立期間は未納とされ、申立人が申立期間当時居住していたとするB市においても、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す記録は存在しない。申立人は父親又

は自身で複数回納付したとしているが、現年度保険料については平成13年度まで市区町村が収納し、過年度保険料については社会保険事務所（当時）が収納し、納付記録については相互に提供していることから、複数年度に複数回納付された記録が全て記録漏れとなることは考え難い。

さらに、平成9年1月以降については、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書の作成、領収済通知書の光学式読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が進み、記録漏れ、記録誤り等が生ずる可能性は少なくなっていると考えられる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 3197 (事案 259 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から40年9月までの期間及び44年2月から47年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年4月から40年9月まで
② 昭和44年2月から47年8月まで

申立期間①については、私は、挙式(昭和38年4月)後、A市役所で夫婦の国民健康保険と国民年金の加入手続を行い、加入後、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。

申立期間②については、平成20年7月に国民年金保険料を納付していたものと認めることはできないとの通知を受け、国民年金に加入していないこととされている。

新たに納付したことを示す資料等はないが、当初に申し立てたとおり、私は、国民年金を途中でやめた覚えは無く、国民年金に加入し続けて夫の分と一緒に二人分の保険料を納付していたはずだ。

申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②に係る申立てについては、i) 申立人が以前、ほかに所持していたとする年金手帳は厚生年金保険の年金手帳であったと考えられ、申立人が現在所持している国民年金手帳、B市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録いずれも申立人が昭和44年2月27日に国民年金の任意加入資格を喪失した旨の記録が確認でき、以降、申立期間②において、国民年金の資格を取得した記録は確認できないこと、ii) 申立人は、夫婦二人分の保険料を納付したと主張するが、申立期間②当時、夫は厚生年金保険被保険者であり、国民年金にも加入し、保険料を納付していたとは考え難いことから、既に当委員会の決定に基づく平成20年7月9日付け年金記録の訂正は必要でない

とする通知が行われている。

今回の再申立てにおいて申立人が主張する内容は、当初の申立内容と変わらず、「申立期間②については、国民年金に加入していないこととされているが、私は国民年金を途中でやめた覚えは無く、国民年金に加入して夫の分と一緒に保険料を納付していたはずだ。」と主張するのみで、申立期間②の保険料を納付したことをうかがわせる新たな資料、情報の提出も無いことから、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

- 2 申立期間①については、申立人は、挙式（昭和 38 年 4 月）後、A 市役所で夫婦の国民健康保険と国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたとしているところ、加入手続後に交付される年金手帳の受領の有無、申立期間①の保険料の納付場所、納付方法及び納付金額はよく覚えていないとしていることから、申立人の加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 40 年 10 月 28 日に B 市で夫婦連番で払い出されており、これ以前に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、その頃に初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、この加入手続において、資格取得日を同年 10 月 1 日とする事務処理が行われたものとみられる。このことは、申立人が所持する年金手帳の資格取得日及び同市の国民年金被保険者名簿の資格取得日とも符合する。この資格取得日を基準とすると、申立期間①は国民年金に未加入となり、申立人は申立期間①の保険料を納付することはできなかつたものとみられる。

さらに、申立人は、申立期間①の保険料は、自身と夫の分と一緒に納付していたとしているところ、夫の国民年金手帳記号番号は、前述のとおり、申立人と連番で払い出されており、資格取得日は申立人と同年月日とされていることが確認できることから、夫も申立人同様に申立期間①は国民年金に未加入となり、申立人が夫の分と一緒に申立期間①の保険料を納付することはできなかつたものとみられる。

加えて、申立人が申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6565

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月から49年7月まで

申立期間の標準報酬月額は、それ以前の期間と比べて1等級減額されている。しかし、給与が毎年増えていた時期に減額されていることは納得できない。正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成12年10月1日に厚生年金の適用事業所ではなくなっている上、同社を後継するB社は、申立期間当時の厚生年金保険関係の資料を廃棄しており、A社が加入していた厚生年金基金及び健康保険組合も、当時の資料の保存は無く、申立人の保険料控除額について不明であると回答していることから、申立人の申立期間における給与額及び保険料控除額について確認できない。

また、オンライン記録によると、申立期間の前後1年間に申立人と同様に標準報酬月額が減額されている同僚は9人みられ、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なっている事情は見受けられない。

さらに、当該9人のうち、複数の同僚は、「自分の標準報酬月額の記録は、当時の給与額と合っていると思う。申立人が勤務していたA社の工場では、受注の減少により残業禁止だった時期もあった。1日に3、4時間の残業が無くなれば給与額も下がると思う。」旨証言している。

加えて、A社に係る厚生年金保険被保険者原票を見ても、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は認められない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年10月から51年8月まで

A事業所に勤務していた期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額は、昭和50年10月に6万8,000円から6万4,000円に減額されているが、当時給与が下がった記憶は無いので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所は、平成13年12月に解散しているため、申立期間当時の給与額等に係る資料は無く、申立期間当時及び解散時の同事業所代表理事は既に他界している上、申立期間当時の事務担当者も特定できないため、申立人の申立期間における給与額及び保険料控除額について確認できない。

また、オンライン記録により、申立期間当時の複数の同僚について、資格取得時から申立期間当時までの標準報酬月額をみると、申立人の標準報酬月額と比べて、その額及び推移に特段の差異は認められず、申立人の標準報酬月額のみが不自然とされる状況は見当たらない。

さらに、オンライン記録及びA事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿の申立人の標準報酬月額に、遡って訂正された形跡は見当たらない。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6567

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月から42年5月まで
年金記録を確認したところ、申立期間の標準報酬月額が従前の標準報酬月額よりも低い額になっているので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、「基本給と職能給が確認できる人事記録以外に、当時の給与及び社会保険に関する資料を保管しておらず、当時の諸手当等も不明である。」と回答しているため、申立人の申立期間に係る給与額及び保険料控除額について確認できない。

また、A社の厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の申立期間の標準報酬月額は、同年代の同僚と同水準であることが確認できる上、申立期間前後において、申立人と同様に標準報酬月額が減額されている同僚も複数人確認できる。

さらに、申立期間においてA社に勤務していた複数の同僚は、「給与は、基本給、職能給の他、残業手当、住宅手当などがあり、詳しい時期は不明だが、申立期間前後において、一時的な業績の不振により残業時間を大幅にカットされた時期があった。」旨証言している。

加えて、A社の厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立人の申立期間の標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は認められない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年1月30日から同年2月1日まで
② 昭和35年2月1日から同年4月1日まで

私は、昭和35年1月末までA社B支店に勤務した後、同年2月1日から同社C支店に転勤した。ところが、年金記録では、同社B支店の資格喪失日が同年1月30日になっている上、同社C支店の資格取得日も同年4月1日となっている。私は、同社を途中で退職することなく継続して勤務していたはずなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社が管理する人事データを基に発行された勤務証明書によると、申立人の同社B支店における退職日は、昭和35年1月30日(土曜日)とされているところ、同社の事務担当者は、「人事データに記録された昭和35年1月30日が申立人の退職日であり、誤って退職日を喪失日として届け出たものと考えられるが、その場合、退職月の保険料控除はしなかったと考えられる。」と証言している。

また、オンライン記録によると、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日前後3年以内に資格喪失した女性の中で、月末が日曜日に当たる月に退職した二人のうち一人は、日曜日である月末日を資格喪失日とされていることが確認できる。

さらに、申立人は、「申立期間当時、A社では女性に転勤制度が適用されなかったため、実態は転勤だったが、B支店を一旦退職してC支店に再入社する形をとったことを思い出した。」と述べている。

申立期間②について、前述の勤務証明書により、申立人は、昭和35年2月

1日からA社C支店に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社の事務担当者は、「当社では、新入社員に対して1か月程度の研修期間を設けており、その間は厚生年金保険には加入させていなかった。申立人は、再入社に当たって職種が変更されているので、研修期間が設けられ、新卒入社の社員とまとめて同じ資格取得日で届け出た可能性がある。」と証言している。

また、A社C支店における厚生年金保険被保険者資格の取得日が申立人と同じ日（昭和35年4月1日）とされている複数の同僚は、「1か月間程度の研修期間を経て、昭和35年4月1日から厚生年金保険に加入した。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年4月から30年8月1日まで
② 平成4年5月1日から6年8月18日まで

申立期間①については、A社の事業主は私の実父であり、私は、昭和22年頃から家業に従事してきた。26年6月には自動車運転免許を取得し、出荷も手伝ってきたにもかかわらず、厚生年金保険の資格取得日が30年8月1日となっている。申立期間②については、B社の事業主は私の夫であり、同社に勤務した期間のうち、平成4年5月1日から6年8月18日までの期間の記録が無い。申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によると、A社は、昭和29年3月4日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、同日以前の期間において同社が適用事業所であった記録は確認できない。

また、申立人が同僚として名前を挙げた申立人の実妹は、「申立人も私も母も、適用事業所になる以前から家業であるA社に勤務していたが、厚生年金保険の資格取得日と実際の入社日とは異なっている。適用事業所になってからも会社が資格取得手続を行わなかった期間の記録は無い。」と証言しており、A社が適用事業所になってから、事業主が家族に順次被保険者資格を取得させる手続を行ったことがうかがえる。

さらに、申立期間当時のA社の事業主である申立人の実父は既に死亡していることから、申立期間における申立人の厚生年金保険料の控除について確認できない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間におけ

る健康保険の整理番号に欠番は見られない。

申立期間②について、オンライン記録によると、申立人は、平成4年5月1日にB社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、同年5月28日に社会保険事務所（当時）で裁定された老齢年金を同年5月から受給していることが確認できることから、当該事情については、年金受給のために被保険者資格を喪失したものと考えられる。

また、申立人は、60歳になった日の翌日に、B社において厚生年金保険の被保険者資格を再度取得していることから、当該事情については、在職中でも老齢年金が受給できることになったため、被保険者資格を再度取得したものと考えられる。

さらに、オンライン記録によると、申立人は平成4年5月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、健康保険については、被保険者資格を任意継続していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6570

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年頃から35年頃まで

私は、A市の商店街のすぐ近くにあったB社に、昭和33年頃から2年間ぐらい勤めた。厚生年金保険にも入っていたはずだが、記録が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

商業登記簿によると、B社は、昭和49年4月*日に解散していることが確認できるところ、オンライン記録では、同社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、申立期間当時の事業主及び役員は、いずれも連絡先が明らかでなく、申立人は、B社における同僚の名前を記憶していないため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6571

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年4月1日から35年4月1日まで

私がA社に勤務していたのは、昭和33年4月から35年4月頃までの2年間弱だと思う。この時の年金記録が無いが、勤めていたことは間違いない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の同僚の証言から判断すると、時期は特定できないが、申立人が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、A社は、昭和35年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において適用事業所であったことが確認できない。

また、A社は、「当時の事業主や当時のことを知る従業員がいないため不明であるが、厚生年金保険の新規適用時の被保険者資格取得届の控えには、申立人の名前は見当たらない。」と回答している上、当時の事務担当者は、「新規適用前に厚生年金保険料は控除していない。」と証言している。

さらに、上述の同僚を除く新規適用時から被保険者記録のある複数の同僚に照会したが、いずれも申立人についての記憶が無いと証言している。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6572

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年5月頃から平成元年7月1日まで

私は、昭和62年5月頃から平成元年7月末までA社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、このうち、申立期間については厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。保険料控除が証明できる資料は無いが、申立期間に同社に勤務していたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事資料及び同社の複数の同僚の証言から判断して、申立人は、申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社の現在の事務担当者は、「当社が保管している人事資料によると、申立人は、昭和62年5月19日に入社したが、厚生年金保険の被保険者資格を取得した日は、平成元年7月1日であることが確認できる。なぜ、そのような取扱いになっているのか理由は不明である。なお、ほかに残っている資料は無く、保険料控除は確認できない。」と回答している。

また、申立期間においてA社の厚生年金保険の被保険者となっている複数の同僚は、「申立期間当時、A社では、本人が希望した場合に社会保険に加入させていた。しかし、ある時期から取扱いが厳しくなり、全員加入させるようになった。」旨証言している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年10月から52年6月まで

私は、申立期間当時は経理課長の職にあり、給与計算や社会保険事務も含めた経理全般を担当していたので、給与の金額をはっきり覚えているが、昭和51年10月から52年6月までは、それ以前と同じく9万8,000円であった。

しかし、申立期間の標準報酬月額は、その額から3万円減額された6万8,000円とされているので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、「申立期間当時の厚生年金保険料の控除を確認できる資料を保管していない。」と回答しており、申立人の申立期間における給与額及び保険料控除額について確認できない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間に被保険者記録がある同僚8人のうち、1人の標準報酬月額が下がっていることが確認できるものの、当該同僚とは連絡が取れない。

さらに、連絡先が判明したほかの同僚に照会したところ、2人から回答が得られたが、いずれも当時の給与額を確認できる資料等を所持しておらず、標準報酬月額の記録が自分の記憶する給与額と一致する旨証言している。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人の標準報酬月額に遡って訂正等が行われた形跡は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6574

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年5月1日から33年12月16日まで

私は、申立期間について、A事業所B支店での勤務期間に係る脱退手当金が支給されたことになっているが、脱退手当金をもらった覚えは無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後2年以内に資格喪失した者6人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、6人全てに支給記録が確認でき、うち5人が資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、支給決定日が同日の者が複数認められることを踏まえると、事業主による代理請求が考えられ、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性があったものと考えられる。

また、A事業所から提出された雇用台帳によると、申立人は、昭和32年4月1日から35年5月30日まで常用作業員として継続勤務しているが、同事業所は、申立人について、「共済組合に加入のため厚生年金保険被保険者資格を喪失させた。」としており、申立人は共済組合への加入により厚生年金保険被保険者資格を33年12月16日に喪失したものと認められるところ、申立人の脱退手当金が支給された当時は通算年金通則法施行前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったことから、共済組合に加入したことにより厚生年金保険被保険者期間を清算し脱退手当金を受給することに不自然さはない上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当た

らない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別の事業所の厚生年金保険被保険者期間があるが、当該被保険者期間と申立期間の被保険者期間とは別番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することだけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

愛知厚生年金 事案6575

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年7月3日から37年8月7日まで
会社から脱退手当金については何の説明もなく、自分では請求していないし、受け取ってもいないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の厚生年金保険被保険者名簿について、申立人が記載されているページとその前後7ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和37年8月7日の前後2年以内に資格喪失し、受給資格のある者35人（申立人を除く。）の脱退手当金の支給記録を確認したところ、34人に支給記録が確認でき、うち33人が資格喪失日から約6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、複数の同僚が、会社の代理請求により受給したと証言していることから、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されており、支給額に計算上の誤りも無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月半後の昭和37年10月26日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6576（事案1288の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年3月20日から40年2月2日まで
② 昭和40年4月26日から41年4月25日まで

私は、脱退手当金を受給した記憶は無かったので、平成20年4月に第三者委員会に記録訂正の申立てをしたが、21年5月27日付けにて、申立期間については年金記録の訂正は行わないとの通知をもらった。

しかし、どうしても納得できないので、新たな資料も証言もないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、裁定日と推測される「42.4.25」の記載が確認できる。また、厚生年金保険脱退手当金支給報告書によると、申立人の脱退手当金は、当該日付の約3か月後の昭和42年7月28日に裁定され、同年8月11日に支給されたことが確認できる上、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さやうかがえないなどの理由から、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成21年5月27日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、脱退手当金を受け取っていないので再度調査してほしいと主張しているが、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる新たな資料の提供は無く、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年3月21日から43年12月26日まで

厚生年金保険の加入期間を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給されているため、厚生年金保険の支給対象とはならないことが分かった。

しかし、私は、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後2年以内に資格喪失した受給資格のある女性18人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、17人に支給記録が確認でき、17人全員が資格喪失日から6か月以内に支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無い上、申立人の脱退手当金裁定請求書には、申立人の当時の住所及びA社のゴム印が認められ、社会保険事務所（当時）は、申立人が同社の資格を喪失した翌日の昭和43年12月27日に脱退手当金裁定請求書を受領、44年1月9日に支給決定し、同年1月24日に支払を行ったことが確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。